

第32回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和2年2月25日（火）午後1時55分
閉 会 令和2年2月25日（火）午後2時50分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 10番 小林 茂 委員 11番 平田 佳子 委員
17番 石阪 脩 委員（会長）

3 出席委員

- | | |
|--------------|--------------|
| | 2番 千金楽 千詠 委員 |
| 3番 田中 繁 委員 | 4番 榎本 重雄 委員 |
| 5番 志水 清隆 委員 | 6番 戸塚 孝 委員 |
| 7番 川辺 初太郎 委員 | 8番 都築 一 委員 |
| 9番 菊池 伸明 委員 | 10番 小林 茂 委員 |
| 11番 平田 佳子 委員 | 12番 澤井 泰造 委員 |
| 13番 田中 仁志 委員 | 14番 伊藤 久夫 委員 |
| 15番 筒井 敏彦 委員 | 16番 河内 邦男 委員 |
| 17番 石阪 脩 委員 | 18番 松村 良夫 委員 |
| 19番 市川 耕作 委員 | 20番 小牧 直子 委員 |

4 欠席委員

- 1番 朝倉 泰則 委員

5 議 長

- 17番 石阪 脩 委員（会長）

6 事務局（説明員）

- 小柴靖也事務局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 8 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 2月度活動報告について
 - (3) 次回の総会開催日
 - (4) その他

午後 1 時 5 5 分開会

○議長（石阪委員） 皆さん、こんにちは。定刻前ですが皆さんお揃いですので、第 3 2 回府中市農業委員会総会を開会します。

この度、大きな社会問題となっている新型コロナウイルスでは、なんとといっても予防の基本は手洗い、うがい、マスクの着用だそうで、皆さんも十分注意していただいで、感染しないように気を付けていただければと思います。

先週 20 日の第 6 1 回農業委員会・農業者大会には、お忙しいなか、皆さん参加していただきありがとうございました。

4 月 2 1 日に予定しているお花見の会には、大会で受賞された方と北多摩農業委員会連合会で受賞された朝倉武夫さんをお招きしますので、どうぞよろしくお願ひします。

本日は、1 番朝倉委員さん、から「都合により欠席」との連絡が入っております。出席者は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、10 番、小林委員さん、11 番、平田委員さん、にお願いいたします。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は 1 件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇の〇〇、298 平方メートル。届出書が到達した日は、令和 2 年 1 月 2 1 日、転用の目的は駐車場となっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内さんをお願いをしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、先日現地を確認してきました。もう舗装されていて、2月15日に駐車場としてオープンされていました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異義なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。

報告件数は4件です。事務局から第1項から第4項の説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は西東京市北原町○の○の○○、株式会社○○○○○○○、代表取締役○○○○、譲渡人は是政○の○の○、○○○○○、土地の所在は、是政○の○の○○，○○の合計2筆、626.72平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年1月17日、転用の目的は建売住宅5棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲り受け人は是政○の○○、○○○○、譲渡人は是政○の○○の○○、○○○○、○○○○、土地の所在は、是政○の○○の○○、15平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年1月28日、転用の目的は敷地延長となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項第2項の現地の確認は、伊藤委員さんをお願いをしています。

第3項、譲り受け人は西東京市芝久保町○の○○の○、株式会社○○○○、代表取締役○○○、譲渡人は本町○の○○の○、○○○、○○○○○、流山市南流山○の○の○、○○○○○○○、○○○○、土地の所在は、南町○の○○の○，○○，○○の合計3筆、1,093平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年2月7日、転用の目的は建売住宅7棟となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、小林委員さんをお願いをしています。

第4項、譲り受け人は国分寺市光町〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、土地の所在は、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計10筆、1,135.48平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年2月13日、転用の目的は保育園となっております。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、澤井委員さんをお願いをしています。

なお、本件は昨年9月に建売住宅8棟を目的に転用届出が出され、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社が所有権を得て、営業活動をしていましたが、保育園用地を探していた、株式会社こどもの森が当該地を取得し、保育園を建てたいとの申し出が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇側であり、両社で交渉の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が譲渡することになりましたが、現地はまだ農地扱いとなることから、再度の転用届出となったものです。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、第2項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、第1項は畑が道路より高くなっていますが、問題ありません。第2項は譲受人が譲渡人の親戚で、家を建てた際に、隣接している生産緑地に食い込んでしまったことが、譲渡人側の相続で生産緑地の解除のため測量をしたところ判明しまして、生産緑地の解除を待つて所有権を移転するとのことで問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） はい、2月21日に現地の確認をしました。既に重機等が入り工事が進んでいました。これといった問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、第4項、澤井委員さん如何ですか。

○委員（澤井委員） はい、2月14日に現地の確認に行ってきました。事務局の説明の通りで、造成の直前の状態で8区画に分けてありますが、お互いの話し合いの結果ということで問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。今回は2回に分けて審議をいたします。

まず、第1項ですが〇〇委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思います。

(〇〇委員退席)

それでは、第1項の説明を事務局からお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、日新町〇の〇の〇、〇〇〇〇、主たる従事者であった証明を受ける者、同所、〇〇〇〇、買取り申出生産緑地は日新町〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、田、1, 115平方メートル

2、3ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、16日に現地を見てまいりました。当該地の南側で広がっている所が田んぼで道路に繋がる細長い所はフキとかイチジク等が植えてありました。また、当該地の右側でくすのき通りに接している土地も市街化農地であります。〇〇さんの所有で合わせて売却すると聞いています。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで、少しお待ちください。

(〇〇委員着席)

〇〇委員さん、第1項は証明することになりましたので、お知らせします。

次に、第2項に入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、それでは、第3号議題の1ページに戻りまして、第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、是政○の○○の○、○○○○○、主たる従事者であった証明を受ける者、同所、○○○○○、買取り申出生産緑地は矢崎町○の○の○、○、○、○の合計4筆、田、1、402平方メートル

5ページに飛びまして、5、6ページは○○○氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、伊藤委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第2項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、ここは相続が発生し、手放すとのことですのでやむを得ないと思います。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第2項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は10件です。今回は件数が多いので、第1項から第5項までと第6項から第10項までの2回に分けたいと思います。

まず、第1項から第5項までの説明を事務局からお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、それでは、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明についての第1項から第5項の説明をさせていただきます。

第1項、次の者が平成29年1月16日から令和2年1月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○○、土地の所在は白糸台○の○○の○、畑、239平方メートル。

第2項、次の者が平成29年3月3日から令和2年1月16日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国立市谷保○○○○○、○○○○○、土地の所在は日新町○の○○の○、○○の○、○、○○の合計4筆、田、1、001.46平方メートル。

第3項、次の者が平成28年11月18日から令和2年1月22日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○の○、○○○○○、土地の所在は是政○の○○の○、畑、601平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成29年3月1日から令和2年1月21日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇の〇〇、〇〇の〇〇、〇〇の〇、〇、〇の合計 9 筆、田と畑を合わせて 4, 3 3 5. 3 8 平方メートル。

第 5 項、次の者が平成 2 9 年 1 月 1 3 日から令和 2 年 1 月 2 2 日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇、土地の所在は西原町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇、〇〇の合計 1 0 筆、畑、3, 8 2 5. 3 2 平方メートル。

6 ページに飛びまして、6 ページから 8 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、野菜を生産しています。

9 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は田中繁委員さんをお願いしております。

1 0 ページから 1 3 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

1 4 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしております。

1 5 ページから 1 7 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、野菜を生産しています。

1 8 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしております。

1 9 ページから 2 3 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、野菜、タケノコ等を生産しています。

2 4、2 5 ページの案内図は当該地を示しております。

2 6 ページから 2 9 ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

3 0、3 1 ページの案内図は当該地を示しております。以上の第 4 項、第 5 項の現地の確認は市川委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第 1 項、田中繁委員さん如何ですか。

○委員（田中繁委員） はい、当該地は春先の準備中で主に娘さんが耕作しています。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項、松村委員さんいかがですか。

○委員（松村委員） はい、当該地は2段になっていまして、右上の24番地は田んぼの後、タマネギと野菜が作られています。28番地の方は稲作が終わった状態で肥培管理も良く問題ございません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、伊藤委員さんいかがですか。

○委員（伊藤委員） はい、申請者は高齢ですが頑張って耕作しており、当該地はキウイやかんきつ類が植えてあり、空いている所で野菜を作っています。今後、息子さんが定年となって手伝うとのこと。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、第5項、市川委員さんいかがですか。

○委員（市川委員） はい、去る16日に現地を見てきました。24ページの上下の当該地の間は自宅で、上の方は竹林です。下の方は田んぼで稲を刈り取った後を耕してありました。25ページは野菜を作っていますが、これから作付けをするように耕してありました。30ページの上の方は、ハウスが2棟建っていて野菜を作っていました。下の方は寒冷紗のビニールが一面に敷いてあり、野菜の種を植えた状態でした。31ページの方は、一面にネギ植えてあり半分くらいは収穫した後になっていました。いずれも問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。

○委員（河内委員） はい、第1項は面積が239平方メートルと小さいですが生産緑地ですか。

○委員（田中繁委員） はい、当該地の北側、西側と道路を挟んで南側の農地も生産緑地ですので、一団として生産緑地になっています。

○議長（石坂委員） はい、よろしいですか。他に、ございますか。（…）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項については、証明することにしたします。

次に、第6項から第10項までの説明を事務局からお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、それでは、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明についての第6項から第10項の説明をさせていただきます。

第4号議題の3ページをお開きください。

第6項、次の者が平成29年1月17日から令和2年1月28日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、住吉町〇の〇〇の〇の合計14筆、田と畑を合わせて2,805.61平方メートル。

第7項、次の者が平成29年2月24日から令和2年2月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、1,962.15平方メートル。

4ページに移りまして、第8項、次の者が平成29年4月11日から令和2年2月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、西府町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計10筆、畑、5,597.69平方メートル。

第9項、次の者が平成29年2月6日から令和2年2月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇他3筆、紅葉丘〇の〇〇の〇、〇の一部、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇の〇、農園用地貸付け分として、紅葉丘〇の〇〇の〇、〇の一部、畑、360平方メートルを含め、合計8筆、田と畑を合わせて3,642平方メートル。

5ページに移りまして、第10項、次の者が平成29年2月23日から令和2年2月13日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小金井市貫井南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計5筆、畑、2,977平方メートル。

32ページに飛びまして、32ページから39ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

40から42ページの案内図は当該地を示しております。

43ページから45ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

46ページの案内図は当該地を示しております。以上の第6項、第7項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

47ページから51ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、ブルーベリーと柿を生産しています。

52、53ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

54ページから59ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書、認定都市農地貸付け等に関する明細書で、お米、各種野菜を生産すると共に前年8月1日より認定都市農地貸付けを行っています。

60から62ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。

63ページから67ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、体験農園としてブルーベリー、ジャガイモ等野菜を生産しています。

68ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は田中仁志委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第6項、第7項、小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） はい、2月21日に現地確認をしてきました。40ページの当該地はハウスが3棟建っていて、野菜を出荷した後でした。残りの露地に部分に大根、春菊が作付けされていました。41ページの方はハウスが1棟建っていて、その他の所に玉ねぎ、ネギの作付けがされていました。42ページはハウスが4棟建っていて、ハウスの方は出荷した後で、その他はカブとか数種類の野菜が植えてありました。肥培管理の方は良好で問題ありません。

46ページの方はハウス2棟が建っていて、ホウレン草、大根等いくつかの野菜植えてあり管理の方は良好です。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第8項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、52ページですが、都立府中西高校の西側で区画整理があった所で、大きい方は柿が植えてあります。その下の小さい方はブルーベリーの苗が植えてありました。53ページの上の方はブルーベリー、真ん中の上の方は柿、下の方はブルーベリー、下の畑はブルーベリーがそれぞれ植えてあり、全て肥培管理も良好で問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第9項、戸塚委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） はい、60ページは水田で刈り取りを終えた後になっています。61ページの道沿いはふれあいファームで、その東はブロッコリー等が植えて

ありました。62ページは当該地の中の畑も所有していて、一体で耕してきれいになっていて、何の問題もありません。

○議長（石坂委員） はい、第10項、田中仁志委員さん如何ですか。

○委員（田中仁志委員） はい、2月14日に現地の確認をしてきました。68ページになりますが、冬野菜が少しあった以外はきれいに耕うんされていました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第6項から第10項についても、証明することいたします。

次に、「第5号議題 府中都市計画 生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため、公園緑地課職員の方が出席していますので、早速説明をお願いします。

○公園緑地課職員（須田課長補佐） はい、生産緑地の事務を担当している公園緑地課、課長補佐の須田と申します。よろしくお願いいたします。説明の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

農業委員会の皆様には、日ごろより、生産緑地業務に、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

昨年11月の農業委員会で、特定生産緑地の指定に向けた手続につきまして、ご説明をさせていただき、その後12月12日から12月24日の間、6か所の文化センターで説明会を開催し、およそ170名の方にご出席をいただきました。

また、2月には、所有者の皆様には「申出基準日到来通知」を送付させていただきました。

今後は、年度が変わりまして、5月頃に説明会、6月頃に「特定生産緑地指定意向の確認通知」等を送付する予定であります。

来年度より特定生産緑地の申請手続き等が、本格的に行われることとなりますので、引き続き農業委員会の皆様にもご協力いただきながら、漏れなく事務を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題となっております、生産緑地の変更案について、担当よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○公園緑地課職員（宮本係長） はい、それでは、第5号議題、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地の削除をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

削除につきましては、昨年4月から9月末までに買取りの申出があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、3月上旬に東京都協議の手続き、その後公告・縦覧を行い、本年5月頃に予定されております、府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は、縦覧前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約95.01ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは8件で、面積は約6,140平方メートルです。

続きまして、2ページをご覧ください。新旧対照表と変更概要となっております。

下段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、445件から441件で4件の減、面積は、約95.55ヘクタールから約95.01ヘクタールとなり、約0.54ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、計画図にてご説明いたします。

はじめに、3ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、紅葉丘地区。

紅葉丘第3公園の南東側、府中第二中学校の北側に位置し、令和元年8月21日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約700平方メートルを削除するものです。

続きまして、4ページをご覧ください。図面中央、番号〇〇〇、地区名、押立町地区。

中央自動車道南側、押立町公園東側に位置し、令和元年6月27日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約40平方メートルを削除するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。図面中央、番号〇〇〇、地区名、小柳町地区。

多磨霊園駅南側、府中第九中学校北西側に位置し、令和元年6月24日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約760平方メートルを削除するものです。

続きまして、6ページをご覧ください。図面上側、番号〇〇〇、地区名、小柳町地区。

清水下通り鶴代橋の南側、小柳小学校の西側に位置し、令和元年8月21日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約590平方メートルを削除するものです。

次に、図面下側、番号〇〇〇、地区名、小柳町地区。

西武多摩川線の東側、中央自動車道の南側に位置し、令和元年8月21日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約800平方メートルを削除するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。図面中央、番号〇〇〇、地区名、是政地区。

清水下通り南側、府中白百合第二幼稚園の西側に位置し、令和元年8月22日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約860平方メートルを削除するものです。

続きまして、8ページをご覧ください。図面中央上側、番号〇〇〇、地区名、南町地区。

中央自動車道の南側、下河原緑道の西側に位置し、令和元年7月29日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約900平方メートルを削除するものです。

次に図面中央下側、番号〇〇〇、地区名、南町地区。

南町かえで通り公園の東側、下河原緑道の西側に位置し、令和元年6月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、1,490平方メートルを削除するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

それでは、本件については了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員の方が退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

それでは、8「その他」に入ります。（1）「生産緑地地区の制限解除について」を事務局からお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、それでは、資料ナンバー1をご覧ください。

生産緑地地区の制限解除について。

1、買取申出ナンバー277、買取申出日、令和元年10月28日、制限解除日、令和2年1月28日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、南町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、合計2,435平方メートル。

2、買取申出ナンバー278、買取申出日、令和元年10月31日、制限解除日、令和2年1月31日、買取申出者、〇〇〇〇他2名、申出地の概要は、朝日町〇の〇の〇、〇、合計746平方メートル。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

次に、（2）「2月度活動報告について」及び（3）の「次回の総会開催日」を続けて事務局からお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） それでは、2月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー2をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が1月21日に開催され、農地法の4条の届出が3件、5条の届出が3件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が3件、特定農地貸付けの承認についてが1件、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定についてが2件、その他について審議していただきました。

1月24日には、北多摩南部地区の農業委員会検討会が、小金井市で開催され当日は、各市の活動状況等が話し合わせ、石坂会長、松村職務代理、小柴局長が参加

いたしました。

1月27日には、農業経営改善計画等の認定検討会が市役所北庁舎3階第2会議室で開催され、石阪会長、川辺職代、松村職代と小柴局長が出席いたしました。

2月3日には農業委員会活動研究会がJ A東京南新宿ビル東京農業会議の会議室で行われ事務局が参加しました。

4日には、北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式・記念講演会が立川で行われ、石阪会長、松村職代、小柴局長が出席し、受賞者は日新町の朝倉武夫様ですが、都合により当日は欠席されました。

14日には、令和元年度農業褒章式典が府中の森芸術劇場平成の間で開催され、表彰・褒賞の授与、認定農業者の認定証の交付や講演会が開催され当日は延べ63名の参加がございました。

20日は、第62回農業者大会が昭島市民会館で開催され〇〇〇〇・〇〇様、〇〇〇〇・〇〇様、〇〇〇〇様の3名の方が受賞されました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが3月は24日、火曜日、午後2時から、北庁舎3階第3会議室で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。

なお、4月の総会は21日、火曜日を予定しております。例年4月は農業分野でめでたく受賞された方々をお招きして、お花見の会を実施する予定ですので4時開始となります。詳しくは3月の総会で開催案内をお配りします。

その他、お配りしている資料の中に東京農業会議の主要行事日程、2月14日分が入っています。黄色のマーカーで表示している3か所が変更点ですので、よろしくをお願いします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。何かございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（4）の「その他」に入ります。

委員さんから何かありますか。（…）

この前の褒賞式典の参加者が63名と聞きましたが、例年はどのくらいですか。

○事務局（加藤主査） はい、近年、大体60から70名ぐらいだと思います。

○議長（石阪委員） ちょっと寂しいですね。少なくとも受賞される方は出席してほしいですね。何か良い方法をみんなで考えたいと思います。

事務局からありますか。

○事務局（小柴事務局長） はい、新農業委員の募集ですが、2月28日までが応募期日ですが、既に農業団体、農業者間の推薦や公募委員の申込み等がきておりま

す。締切りを待ちまして整理をして、来月24日の農業委員会の後に評価会を開催したいと思っています。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、何かありますか。よろしいですか。（…）

それでは、本日の議事はすべて終了となりますので、「第32回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時50分閉会